

【知的障害特別支援学校小学部の参考様式】

様式2 (指導に関する記録)

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学級							
		整理番号							

各教科・特別活動・自立活動の記録

学年	1	2	児童氏名						
生活			行 動 の 記 録					入学時の障害の状態	
国語			第1学年				第4学年		
算数			第2学年				第5学年		
音楽			第3学年				第6学年		
図画工作			総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項						
体育			第1学年				第4学年		
特別活 動	第2学年				第5学年				
自立活 動	第3学年				第6学年				
	出 欠 の 記 録 考								
	区分	授業日数	出席停止・ 退席の回数	出席が認め ならぬ回数	欠席日数	出席日数			
	学年								
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								

自立活動



各教科及び特別活動に関する記録のほか、
自立活動に関する指導の記録も行います。



参考様式は、文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1293813.htm) より

1 通級による指導

「通級による指導」とは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒を対象として、その障害の状態に応じ個別指導を中心とした特別の指導を通級指導教室という特別な指導の場で行うものです。「通級による指導」は、週に数単位時間程度の指導であるため、教科の学習等大半の授業は通常の学級で受けます。つまり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を児童生徒がニーズに応じて受けながら、通常の学級における授業においても、その指導の効果が発揮されることにつながる効果的な指導であるといえます。

「通級による指導」を受けている児童生徒については、その児童生徒の障害の状態を適切に把握し、その変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮することが必要です。つまり、言語障害の場合であれば、その障害の状態が改善され、通常の学級でほぼ支障なく授業を受けることができるようになった場合には、通級による指導を終了して、通常の学級で全ての授業を受けるようにするという事です。



【通級による指導に関する法令上の規定】

学校教育法施行規則

第140条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第141条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

2 通級による指導の対象

本県で、「通級による指導」の対象となるのは、小学校及び中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、言語障害、自閉症、情緒障害、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童生徒です。障害の種類と程度は、次のように示されています。

障害の種類及び程度

○言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

○学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

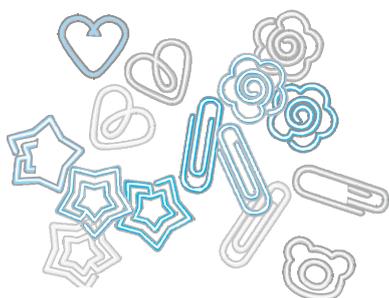
○注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

参考 ・平成14年5月27日付け14文科初第291号「障害のある児童生徒の就学について(通知)」

・平成18年3月31日付け17文科初第1178号「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」

「通級による指導」の対象となる児童生徒は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者であり、特別支援学級在籍の児童生徒は含まれていません。通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う必要があります。なお、知的障害については、その障害の特性上「通級による指導」の対象となっていないことに留意する必要があります。



3 通級による指導の教育課程

教育課程上の取扱い

「通級による指導」における特別の教育課程は、小学校及び中学校の通常の教育課程に加えるか、又は振り替えて実施することができますが、標準時数から考えて、児童生徒の負担加重になる場合があるので、気を付ける必要があります。また、他校で受けた授業でも、自校で行った授業とみなすことができます。

通級による指導の内容

「通級による指導」における特別の教育課程で行う特別な指導は次の二つです。

一つは障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために特別に設けられた「自立活動」の指導で、「通級による指導」の基本となります。もう一つは、これに加えて特に必要がある場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別な指導です。

ただし、「通級による指導」は、学習上又は生活上の困難を改善・克服することが主たる目的であり、教科の指導は、特に必要がある場合に補充的に行うものであるため、教科の補充が大半を占める形態にならないように留意する必要があります。

- 自立活動の指導（特別支援学校の学習指導要領を参照）を行う。
 - 特に必要があれば、障害の状態に応じた各教科の補充指導を行う。
- ※ ただし、単なる教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意すること。

通級による指導の授業時数

障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、「通級による指導」の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業時数の標準のみを定めることとし、これを年間35単位時間から280単位時間までと定められています。

また、新たに平成18年度から「通級による指導」の対象となった学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して「通級による指導」を行う場合の授業時数の標準については、年間10単位時間から280単位時間までとなっています（平成18年3月31日付け17文科初第1177号「学校教育法施行規則の一部改正等について」による）。

- 年間35単位時間～280単位時間（週1～8単位時間）
- 学習障害者、注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒については年間10単位時間～280単位時間

4 指導要録等の取扱い

「通級による指導」を受けている児童生徒については、成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「通級による指導」を受ける学校名、「通級による指導」の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入します。なお、指導要録の記入については、在籍している通常の学級の担任が通級担当者が作成する指導の記録に基づいて行い、他の学校において「通級による指導」を受けている場合には、当該学校から通知された指導の記録に基づき記入します。



【資料1】「特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準一覧」

障害の種類	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によつても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	①慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ②身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者		①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者			自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とするもの

※県内通級指導教室では指導を行っていません。

【資料2】「奈良県内特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室一覧」

各特別支援学校の詳しい情報は、
各校のWebページをご参照ください。



このページの情報は、上記リーフレットより抜粋したものです。上記リーフレットは、奈良県教育委員会のホームページよりダウンロードが可能です。

奈良県の特別支援学校

- 県立盲学校 (視覚障害教育)
- 県立ろう学校 (聴覚障害教育)
- 県立奈良養護学校 (肢体不自由教育部門) (病弱教育部門)
- 県立奈良養護学校整肢園分校
- 県立明日香養護学校 (肢体不自由教育) (病弱教育部門)
- 県立奈良東養護学校 (病弱教育部門) (知的障害教育部門) (高等養護部門)
- 県立奈良西養護学校
- 県立二階堂養護学校
- 県立西和養護学校 (知的障害教育)
- 県立大淀養護学校
- 県立高等養護学校

【訪問教育】

〈施設訪問...奈良養護学校〉〈在宅訪問...明日香養護学校〉
重度重複障害があり、学校での生活が著しく困難な児童生徒を対象に、教員が家庭又は医療機関等を訪問して行う教育です。

奈良県の特別支援学級

障害があるために通常の学級や通級指導教室での授業において、十分な効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級です。

奈良県の特別支援学級(院内学級)

入院中も学習が継続できるよう、下記の病院には院内学級が設置されています。

市町村	設置病院	学校
奈良市	県立奈良病院	伏見南小学校
天理市	天理よろづ相談所病院	山の辺小学校、北中学校
橿原市	県立医科大学附属病院	今井小学校、大成中学校
五條市	県立五條病院	野原小学校
三郷町	県立三室病院	三郷北小学校

奈良県の通級指導教室

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、子どもの教育的ニーズに応じた特別な指導を週1～8単位時間、特別な指導の場で行います。

市町村	学校名	種別	
奈良市	椿井小学校	難聴	
	済美小学校	言語	
	あやめ池小学校	言語	
	鳥見小学校	言語	LD等
大和高田市	高田小学校		LD等
大和郡山市	郡山北小学校	言語	
天理市	丹波市小学校		LD等
	前裁小学校		LD等
橿原市	畝傍南小学校	言語	
	畝傍中学校		LD等
御所市	秋津小学校		LD等
生駒市	生駒小学校	言語	
	生駒小学校(エル)		LD等
香芝市	下田小学校	言語	LD等
葛城市	新庄中学校		LD等
宇陀市	榛原小学校	言語	LD等
平群町	平群小学校	言語	
田原本町	田原本小学校		LD等
上牧町	上牧第二小学校	言語	LD等
大淀町	大淀桜ヶ丘小学校		LD等

【参考・引用文献】

「小学校学習指導要領」	文部科学省	平成20年
「中学校学習指導要領」	文部科学省	平成20年
「小学校学習指導要領解説 総則等編」	文部科学省	平成20年
「中学校学習指導要領解説 総則等編」	文部科学省	平成20年
「特別支援学校 幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 高等部学習指導要領」	文部科学省	平成21年
「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」	文部科学省	平成21年
「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）」	文部科学省	平成21年
「特別支援学級・通級指導教室 教育課程編成の手引」	福岡県教育委員会	平成22年
「特別支援学級担任のための手引」	鳥取県教育委員会	平成22年
「特別支援学級・通級による指導の教育課程の手引き」	宮崎県教育研修センター	平成22年
「就学指導のガイドライン」	奈良県教育委員会	平成22年
「特別支援学級及び通級指導教室 教育課程編成の手引」	長崎県教育委員会	平成23年
「奈良県の交流及び共同学習」	奈良県教育委員会	平成24年
「奈良県の特別支援教育」	奈良県教育委員会	平成24年

特別支援学級及び通級指導教室

教育課程ハンドブック

平成25年6月発行
平成27年3月改訂

編集・発行 奈良県立教育研究所

特別支援教育部

〒636-0345 奈良県磯城郡田原本町多722

奈良県総合リハビリテーションセンター2F

TEL.0744-32-8201

このハンドブックは、奈良県立教育研究所 特別支援教育部のホームページにも掲載しています。

<http://www.nps.ed.jp/nara-c/tokubetsu/>

